

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 道路の占用制限区域指定【都市整備局道路部管理課】2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】6
- 利用料金の額の承認【保健福祉局長寿推進部介護保険課】7
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（3件）【産業経済局総務政策部渡船事業所】8
- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】11
- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局企業誘致部企業誘致課】13

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【総務市民局市民部区政推進課】15

### ◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】16

### ◇ 人事委員会

- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】21

北九州市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、北九州市役所（都市整備局道路部管理課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	199号	八幡西区光明一丁目1914番1地先から八幡西区折尾四丁目1519番4地先まで
一般国道	199号	戸畑区新池三丁目5104番7地先から戸畑区幸町5番地先まで
一般国道	199号	戸畑区新池三丁目5239番地先から戸畑区川代一丁目42番地先まで
県道	柄杓田大里線	門司区大字伊川1461番1地先から門司区大里東一丁目3984番1地先まで
県道	城野砂津線	小倉北区片野新町二丁目109番地先から小倉北区三郎丸二丁目247番3地先まで
県道	新道寺曾根線	小倉南区大字貫1652番6地先から小倉南区中貫二丁目1606番11地先まで
県道	恒見朽網線	小倉南区大字曾根3536番7地先から小倉南区大字朽網3914番1地先まで
県道	八幡戸畑線	八幡東区尾倉二丁目43番5地先から八幡東区西本町一丁目32番3地先まで
県道	八幡戸畑線	八幡東区春の町一丁目604番8地先から八幡東区中央二丁目13番2地先まで
市道	新門司8号線	門司区新門司二丁目22番地先から門司区新門司三丁目67番52地先まで
市道	新門司2号線	門司区新門司二丁目51番地先から門司区新門司二丁目17番地先まで
市道	寺内大里戸ノ上1号線	門司区寺内二丁目8番14地先から門司区大里戸ノ上三丁目13番8地先まで
市道	新門司6号線	門司区新門司二丁目37番地先から門司区新門司三丁目59番地先まで
市道	東本町8号線	門司区東本町二丁目205番1地先から門司区東本町一丁目3番8地先まで
市道	浜町東港町1号線	門司区浜町49番地先から門司区東港町55番地先まで

市道	東港町 5 号線	門司区東港町 5 5 番地先から 門司区東港町 1 9 番地先まで
市道	東港町 2 号線	門司区浜町 4 5 番地先から 門司区東港町 1 8 番地先まで
市道	浅野 1 号線	小倉北区浅野三丁目 2 番 3 5 2 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 7 4 3 地先まで
市道	砂津長浜町 1 号線	小倉北区砂津二丁目 3 2 1 番 3 地先から 小倉北区長浜町 1 番 2 8 地先まで
市道	清水下到津 1 号線	小倉北区清水二丁目 5 9 番 1 地先から 小倉北区下到津五丁目 6 8 番地先まで
市道	明和町宇佐町 1 号線	小倉北区明和町 7 3 番 2 5 地先から 小倉北区宇佐町一丁目 6 5 番 8 地先まで
市道	三郎丸 2 5 号線	小倉北区三郎丸一丁目 2 8 番 6 地先から 小倉北区三郎丸二丁目 2 4 7 番 3 地先まで
市道	鋳物師町 4 号線	小倉北区鋳物師町 8 3 番 8 地先から 小倉北区鋳物師町 8 3 番 3 地先まで
市道	中貫貫弥生が丘 1 号線	小倉南区中貫二丁目 1 6 0 6 番 1 1 地先から 小倉南区大字貫 3 0 3 9 番 2 地先まで
市道	貫 1 5 号線	小倉南区大字貫 1 6 5 2 番 6 地先から 小倉南区大字貫 1 1 6 2 番 1 地先まで
市道	貫 7 号線	小倉南区大字貫 1 1 6 2 番 1 地先から 小倉南区西貫一丁目 1 1 1 3 番 3 0 地先まで
市道	横代長野 1 1 号線	小倉南区大字横代 3 8 5 番 2 地先から 小倉南区大字長野 7 6 2 番 1 地先まで
市道	横代南町 3 号線	小倉南区大字横代 3 8 5 番 2 地先から 小倉南区横代南町四丁目 1 6 5 1 番 3 地先まで
市道	湯川飛行場線	小倉南区中曽根東四丁目 1 8 6 3 番 1 地先から 小倉南区中曽根東五丁目 1 7 5 3 番 3 地先まで
市道	曾根貫 1 号線	小倉南区大字曾根 1 6 2 番 1 地先から 小倉南区大字貫 3 0 5 4 番 1 地先まで
市道	北方日の出町 1 号線	小倉南区北方四丁目 3 5 番 1 0 地先から 小倉南区日の出町一丁目 4 1 2 番 3 地先まで
市道	日の出町北方 2 号線	小倉南区日の出町二丁目 3 9 2 番 1 地先から 小倉南区大字北方 3 7 4 番 1 地先まで
市道	日の出町 2 号線	小倉南区大字北方 3 7 4 番 1 地先から 小倉南区北方五丁目 9 9 番 1 地先まで
市道	北方 2 号線	小倉南区北方五丁目 2 9 2 番 3 地先から

		小倉南区葉山町一丁目202番1地先まで
市道	日の出町北方1号線	小倉南区北方五丁目99番1地先から 小倉南区北方五丁目243番2地先まで
市道	若園春ヶ丘1号線	小倉南区若園五丁目606番12地先から 小倉南区若園五丁目675番8地先まで
市道	若園2号線	小倉南区若園五丁目675番8地先から 小倉南区若園五丁目606番5地先まで
市道	城野2号線	小倉南区城野四丁目617番11地先から 小倉南区城野四丁目666番9地先まで
市道	北方5号線	小倉南区北方一丁目832番6地先から 小倉南区北方一丁目961番2地先まで
市道	曾根下曾根1号線	小倉南区下曾根二丁目3832番1地先から 小倉南区曾根北町2633番22地先まで
市道	曾根下曾根1号線	小倉南区曾根北町2730番3地先から 小倉南区沼南町三丁目4223番1地先まで
市道	曾根222号線	小倉南区曾根北町2633番22地先から 小倉南区曾根北町2730番3地先まで
市道	沼南町1号線	小倉南区沼南町一丁目202番5地先から 小倉南区沼南町三丁目4223番1地先まで
市道	中川町桜町1号線	若松区中川町4番17地先から 若松区桜町6番16地先まで
市道	本町小竹1号線	若松区本町二丁目908番1地先から 若松区中川町4番17地先まで
市道	中央5号線	八幡東区中央三丁目41番14地先から 八幡東区中央一丁目36番7地先まで
市道	西丸山町2号線	八幡東区西丸山町89番2地先から 八幡東区東丸山町97番14地先まで
市道	東丸山町1号線	八幡東区中央一丁目36番7地先から 八幡東区東丸山町97番14地先まで
市道	西本町帆柱1号線	八幡東区西本町一丁目24番3地先から 八幡東区西本町一丁目26番15地先まで
市道	西本町帆柱1号線	八幡東区尾倉二丁目4番3地先から 八幡東区尾倉一丁目33番10地先まで
市道	西本町18号線	八幡東区西本町一丁目29番23地先から 八幡東区西本町一丁目26番15地先まで
市道	尾倉14号線	八幡東区尾倉二丁目44番5地先から 八幡東区尾倉二丁目43番13地先まで
市道	桃園尾倉1号線	八幡東区尾倉二丁目43番13地先から 八幡東区尾倉二丁目43番5地先まで
市道	紅梅幸神1号線	八幡西区岡田町53番1地先から 八幡西区幸神一丁目2番11地先まで

市道	岸の浦 1 号線	八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 2 地先から 八幡西区岡田町 5 3 番 1 地先まで
市道	黒崎岸の浦 1 号線	八幡西区岸の浦二丁目 1 0 番 3 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 2 地先まで
市道	折尾西折尾町 1 号線	八幡西区折尾四丁目 1 3 8 0 番 1 地先から 八幡西区堀川町 6 9 3 番 1 地先まで
市道	光明北鷹見町 1 号線	八幡西区光明二丁目 1 7 2 2 番 2 4 地先から 八幡西区北鷹見町 4 3 1 番 1 3 地先まで
市道	浅川台 4 2 号線	八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 2 地先から 八幡西区浅川台三丁目 9 7 4 番 5 8 地先まで
市道	本城 1 号線	八幡西区本城三丁目 1 番 1 2 2 地先から 八幡西区本城一丁目 2 0 番 1 0 9 地先まで
市道	新池 2 号線	戸畑区千防一丁目 4 4 番 9 地先から 戸畑区新池三丁目 5 2 5 0 番 1 地先まで
市道	小芝 2 号線	戸畑区小芝二丁目 2 4 3 番 3 地先から 戸畑区小芝一丁目 1 3 3 番地先まで
市道	千防 1 号線	戸畑区千防三丁目 4 8 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 2 地先まで
市道	千防 2 号線	戸畑区三六町 5 3 2 5 番 1 1 地先から 戸畑区千防三丁目 5 2 6 6 番 1 地先まで
市道	新池 1 号線	戸畑区新池三丁目 5 1 2 8 番 2 地先から 戸畑区新池三丁目 5 1 4 4 番 2 地先まで
市道	千防 3 4 号線	戸畑区千防三丁目 1 0 番 3 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 5 8 番 1 地先まで
市道	汐井町牧山海岸 1 号線	戸畑区汐井町 2 番 1 0 1 地先から 戸畑区牧山新町志ん川橋まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに道路上に設ける電柱（占用制限の開始期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用制限の開始期日

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
特定非営利活動法人北九州市計量士会	北九州市小倉 北区親和町6 番2号	令和8年3月 2日	令和8年3月 2日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで

北九州市告示第 77 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号）第 6 条第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの北九州市立特別養護老人ホームかざし園の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

北九州市長 武内和久

施設の 種類	施設名	金額	
老人福祉施設	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護又は同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護を受けた場合	介護保険法第 41 条第 4 項第 2 号又は第 53 条第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項各号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護福祉施設サービスを受けた場合	介護保険法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 9 条第 3 項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収及び収納並びに払戻金の支出について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 渡船事業 所小倉分 室	関門汽船株 式会社代表 取締役浅利政 宏	北九州市門 司区西海岸 一丁目4番 1号	令和8年 3月24 日	令和8年 3月24 日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収及び収納並びに払戻金の支出について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 渡船事業 所	関門汽船株 式会社代表 取締役浅利政 宏	北九州市門 司区西海岸 一丁目4番 1号	令和8年 3月24 日	令和8年 3月24 日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所及び同事業所小倉分室における北九州市営渡船御船印作製販売業務委託に係る御船印販売代金について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名 称	住 所			
北九州市 渡船事業 所及び同 事業所小 倉分室	関門汽船株 式会社代表 取締役浅利 政宏	北九州市門 司区西海岸 一丁目 4 番 1 号	令和 8 年 3 月 24 日	令和 8 年 3 月 24 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日ま で

北九州市告示第 8 1 号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和 4 4 年北九州市告示第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項第 5 号」を「第 1 項第 4 号」に改める。

第 8 条第 1 項の表中「前条第 1 項第 9 号」を「前条第 1 項第 8 号」に、「前条第 1 項第 1 0 号」を「前条第 1 項第 9 号」に改め、連鎖倒産防止資金（前条第 1 項第 3 号）の項を削り、「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 3 号」に、「前条第 1 項第 5 号」を「前条第 1 項第 4 号」に、「前条第 1 項第 6 号」を「前条第 1 項第 5 号」に、「前条第 1 項第 7 号」を「前条第 1 項第 6 号」に、「前条第 1 項第 8 号」を「前条第 1 項第 7 号」に改め、同条第 3 項中「貸付審査、」を「貸付審査及び」に改め、「及び融資の申込みを受け付けた旨の市長への報告」を削る。

第 9 条第 5 項中「以内」の次に「（次項の規定による上乗せ保証料を除く。）」を加える。

別表の 3 連鎖倒産防止資金（第 7 条第 1 項第 3 号）の表を削る。

別表の 4 景気対応資金（第 7 条第 1 項第 4 号）の表中「4 景気対応資金（第 7 条第 1 項第 4 号）」を「3 景気対応資金（第 7 条第 1 項第 3 号）」に改める。

別表の 5 経営力強化サポート資金（第 7 条第 1 項第 5 号）の表中「5 経営力強化サポート資金（第 7 条第 1 項第 5 号）」を「4 経営力強化サポート資金（第 7 条第 1 項第 4 号）」に改める。

別表の 6 新事業開拓支援資金（第 7 条第 1 項第 6 号）の表中「6 新事業開拓支援資金（第 7 条第 1 項第 6 号）」を「5 新事業開拓支援資金（第 7 条第 1 項第 5 号）」に改める。

別表の 7 地域みらい促進資金（第 7 条第 1 項第 7 号）の表中「7 地域みらい促進資金（第 7 条第 1 項第 7 号）」を「6 地域みらい促進資金（第 7 条第 1 項第 6 号）」に改める。

別表の 8 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 8 号）の表中「8 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 8 号）」を「7 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 7 号）」に

改める。

別表の 9 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 9 号）の表中「9 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 9 号）」を「8 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 8 号）」に改める。

別表の 10 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 10 号）の表中「10 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 10 号）」を「9 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 9 号）」に改め、同表の（2）融資対象者の項ア（オ）中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同項ウ中「第 13 条第 4 項」を「第 13 条第 5 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第 8 2 号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（平成 1 2 年北九州市告示第 3 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア及びイ以外の部分中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 製品の製造加工の用に供する工場（植物工場（生育環境を制御して植物を安定的に生産する施設をいう。）を含む。）及び自然科学研究所並びに機械設計業、エンジニアリング業、産業用設備洗浄業又は非破壊検査業（事業所における事業活動に対する支援サービスを目的とするものに限る。）の用に供する施設

第 2 条第 1 号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設

（ア） 延べ面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上のもの

（イ） 危険物倉庫

（ウ） 冷凍倉庫、冷蔵倉庫又は低温倉庫

第 4 条第 2 号中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日」に、「令和 9 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に、「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 4 条の 5 第 1 項第 1 号中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日」に、「令和 9 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に、「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 5 条第 4 項第 1 号を次のように改める。

（1） 工場等の土地、建物又は機械設備（以下「土地等」という。）の取得に要した経費に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額

第 5 条第 5 項第 2 号ア及びイ以外の部分中「次に掲げる区分に応じそれぞれ定める土地等の取得に要した経費の割合を」を削り、「経費に」の次に「1 0 0 分の 6 を」を加え、同号ア及びイを削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第4条の5の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱第2条及び第5条の規定は、この告示の施行の日以後に北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱第6条に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類（以下「事業計画書等」という。）を提出した企業から適用し、同日前に事業計画書等を提出した企業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日前に付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正前の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱第4条から第4条の5までに規定する補助金の交付の要件を備えた企業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

北九州市公告第 2 1 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務市民局市民部区政推進課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 2 月 1 9 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部西日本支店  
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 4 番 1 号
- 5 契約金額  
8, 9 1 6 万 6, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表の1区の項中「190円」を「240円」に改め、同表の2区の項中「230円」を「280円」に、「190円」を「240円」に改め、同表の3区の項中「270円」を「320円」に、「230円」を「280円」に改め、同表の4区の項中「300円」を「350円」に、「280円」を「330円」に改め、同表の5区の項中「330円」を「380円」に、「310円」を「360円」に改め、同表の6区の項中「360円」を「410円」に、「340円」を「390円」に改め、同表の7区の項及び8区以上の項中「390円」を「440円」に、「370円」を「420円」に改める。

第3条の4中「700円」を「1,000円」に、「350円」を「500円」に改める。

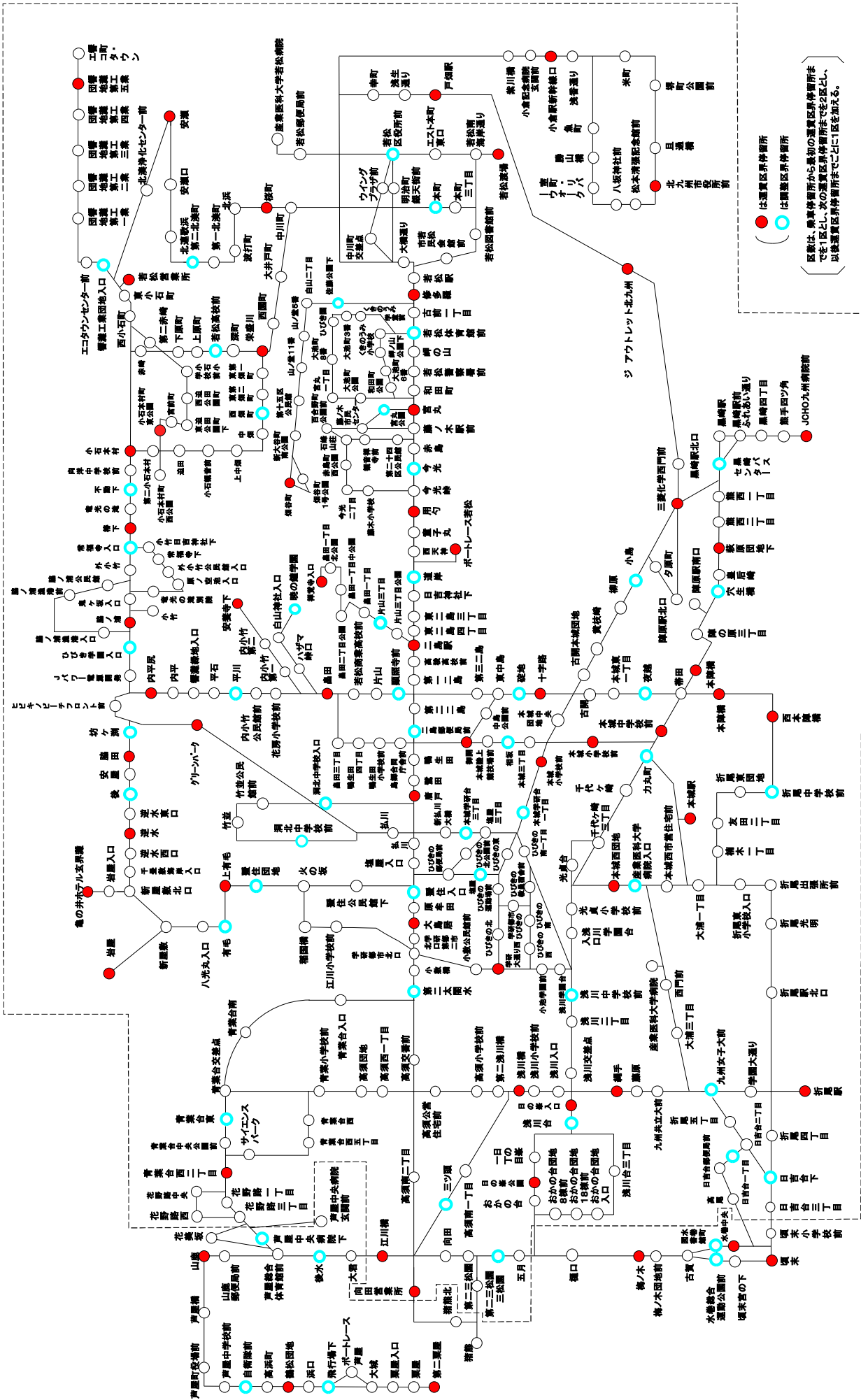
第6条の2第2項中「190円」を「240円」に改める。

第14条の2第1項中「満75歳」を「満70歳」に改める。

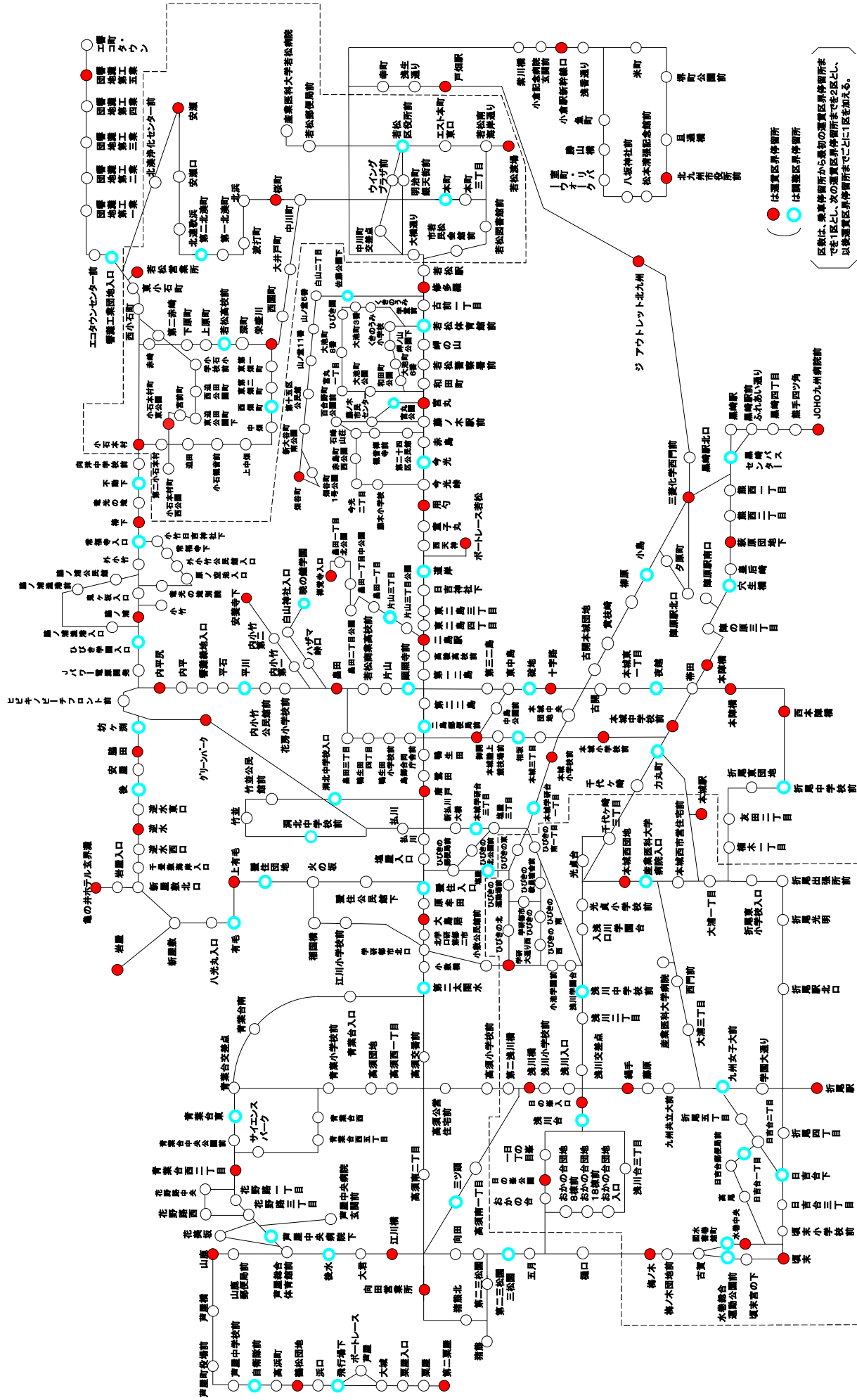
別表第1、別表第3及び別表第3の2を次のように改める。



別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発行されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、旧規程の規定により発行された乗車券の取扱いについては、別に管理者が定める。

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 1 号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号中「以上」の次に「（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円程度以上）」を加える。

第 1 6 条中「第 2 1 条において同じ。」を削る。

第 2 1 条中「週休日」の次に「（勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する週休日をいう。）」を加える。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。